

令和6年2月7日更新

一部回答に誤りがございましたので訂正させていただきました。

薬剤師会で開催された「オンライン診療に伴う緊急避妊薬の調剤に関する研修」で
受講者からのご質問への回答

Q1. 調剤は自費とのことですが、医師の診察も自由診療で自費でしょうか。

自費診療です。

緊急避妊薬は自費で保険は適用できません。また、混合診療ができないため、処方前の診察や検査、説明も全て自費扱いとなります。(千葉医療センターでは性犯罪被害でない場合はノルレボ処方調剤+診察・検査=一律 20000 円としました。夜間の場合は夜間診療加算を入れている場合もあります。)

Q2. 性犯罪被害者の場合、診療費に関して公費での支援があるとのことでしたが流れを教えてください。

公費による支援を得るためにはある特定の状況が必要と思われれます。

1)警察官と同行してきた場合:

診察や性感染症検査、緊急避妊薬処方調剤、証拠採取などにかかる費用は公費負担です。医事課より、費用の請求書を警察官に渡します。後日所轄の警察署から病院指定の銀行振込口座に請求額が振り込まれます。

2)被害者が以下の医療施設に個人で来院した場合:

ワンストップセンター(千葉医療センター)、連携医療機関(旭中央、亀田総合、帝京千葉、順天堂浦安、松戸市立、行徳総合、リリーベルクリニック、高橋LC、君津中央、横須賀治子LC)

参照: <https://www.pref.chiba.lg.jp/seikouan/bouhan/anzen/onestop.html>

診察や性感染症検査、緊急避妊薬処方調剤、証拠採取などにかかる費用は公費負担です。医事課から費用の請求書を千葉性暴力被害支援センターちさと、もしくは千葉犯罪被害者センターに郵送していただきます。後日、ワンストップセンターから病院指定の銀行振込口座に請求額が振り込まれます。その後振込み明細票をワンストップセンターから千葉県くらし安全課に届けると、相当額が千葉県から補助金としてワンストップセンターに振り込まれます。

警察官同行の場合はワンストップセンター及び協力病院・医院に限らず、どこの病院・医院でも公費対応が可能です。警察官が同行していない、個人での受診の場合は、時間的に余裕があれば上記の千葉医療センターか最寄りの協力病院

を紹介して受診させる方が公費負担となる可能性が高く、被害者の経済的負担を軽減できると思います。

Q3. 婦人科勤務の看護師の友人から聞いたことがあるのですが、緊急避妊用ピルを面前で服用してもらう際は、服用後その後10分くらいはその場で待機していてももらうそうです。薬局でも取り入れたほうがよいでしょうか。

取り入れたほうが良いでしょう

内服後、頭痛、悪心をきたし、嘔吐する可能性があるため、観察時間を設けるのが望ましいです。

Q4. 患者様が対面で受診した場合は、院内で緊急避妊薬を処方し院内で内服すると理解してよろしいでしょうか？

その通りです。主に看護師の確認の下、内服してもらいます。

避妊効果の観点でできるだけ早く内服させるのが望ましいので、院内での内服が原則と考えます。また、緊急時は処方薬をなくした、受け取っていない、落としたなど混乱する可能性が高く、家に持ち帰らず、その場で内服させるのが確実です。転用防止にもなると思います。

Q5. 対面で受診し処方箋を薬局に持参した場合、研修を受けていない薬剤師の調剤は可能なのか？

~~不可能です。研修終了済みの薬剤師に調剤対応していただくようお願いいたします。~~

本研修会は患者さんがオンライン診療で受診し、処方箋が発行された際の対応に関する研修会です。通常の外来受診、院外処方箋発行を経て薬局に持ち込まれた処方箋について通常の業務指針に則って対応して下さい。

Q6. オンライン診療でない場合でも緊急避妊薬を薬局で調剤する場合は、その場での服用が必須なのか？

その場で服用していただくよう指導してください。今後、一般販売が可能となってもこの指針に変更はないと思われます。